

答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔平 28-20・平 29-職 2・平 29-職 3〕

第 1 当審査会の結論

諮問に係る下記の表現活動 1 ないし 5 は、いずれも大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 項各号に掲げる表現活動に該当するとともに、条例第 2 条第 1 項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当する。

諮問に係る下記の表現活動 6 は、条例第 5 条第 1 項各号に掲げる表現活動に該当するが、ヘイトスピーチには該当しない。

記

（表現活動 1）

平成 28 年 9 月に大阪市内で弁士 A、弁士 B、弁士 C 及び弁士 D を含む複数の弁士により行われた街宣活動（以下「本件街宣活動」という。）のうち、弁士 A により行われた街宣活動（以下「本件表現活動 1」という。）

（表現活動 2）

本件街宣活動のうち、弁士 B により行われた街宣活動（以下「本件表現活動 2」という。）

（表現活動 3）

本件街宣活動のうち、弁士 C により行われた街宣活動（以下「本件表現活動 3」という。）

（表現活動 4）

本件街宣活動のうち、弁士 D により行われた街宣活動（以下「本件表現活動 4」という。）

（表現活動 5）

インターネット上の動画投稿サイト「YouTube」（<https://www.youtube.com/>。以下「本件動画サイト」という。）において、本件街宣活動の一部を記録した動画（以下「本件動画 1」という。）を投稿し、特定の URL で表示される本件動画サイト内のウェブページ（以下「本件ウェブページ 1」という。）に本件動画 1 及びそのタイトル・説明文等（以下「本件動画 1 等」という。）

を掲載し、不特定の者から投稿されたコメント（以下「本件コメント」という。）とともに不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動5」という。）

（表現活動6）

本件動画サイトにおいて、本件動画1とは異なる画角により本件街宣活動の一部を記録した動画（以下「本件動画2」という。）を投稿し、特定のURLで表示される本件動画サイト内のウェブページ（以下「本件ウェブページ2」といい、以下本件ウェブページ1及び本件ウェブページ2を併せて「本件各ウェブページ」という。）に本件動画2及びそのタイトル・説明文等（以下「本件動画2等」といい、以下本件動画1等及び本件動画2等を併せて「本件各動画等」という。）を掲載し、不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動6」といい、以下本件表現活動1ないし6を併せて「本件表現活動」という。）

第2 結論に至った理由

1 本件街宣活動に係る表現活動の主体について

本件街宣活動は、平成28年9月に大阪市内で複数の弁士により行われた街宣活動である。

本件街宣活動は、特定の団体（以下「本件団体」という。）により、事前に参加者を募って開催されたものである。本件街宣活動においては、特定の主題について参集した者がそれぞれの主張を述べていることが認められる。また、弁士Bから、本件団体名義の銀行口座の存在を証する書面が提出されており、当審査会が確認したところ、当該銀行口座の開設のためには、必要書類として、本件団体の規約や本件団体に属する者の名簿等を提出する必要があるとのことであった。これらのことから、一見すると、本件街宣活動は本件団体による行為であるものと考えられる。

しかしながら、弁士Bによると、下記3(2)イのとおり、本件団体名義の銀行口座が存在しており、本件団体の規約は、銀行が示す規約の記載例を参考にして作成したとのことである。

また、本件団体には、代表者以外に会員であると明記された人はおらず、名簿も存在していなかったとのことである。

さらに、本件団体の代表者及び本件街宣活動にかかる責任者はいずれも弁士Bとなっているものの、本件街宣活動に参加していた人々は、弁士Bとは初対面の人々が多く、他の参加者と各々の発言内容について打合せを行ったことはなく、参加者は各々自由に発言していたと弁士B自身も述べている。

加えて、ほとんどの参加者はハンドルネームを使用しており、弁士Bは、住所、氏名及び連絡先も知らないとのことである。

弁士Bの意見を総合的に勘案すると、本件街宣活動は、本件団体による統率のとれた街宣活動ではなく、集まった者が思い思いにそれぞれの主義主張を述べているに過ぎないことが認められる。

これらのことから、当審査会は、本件街宣活動は団体による活動ではないと判断した。

以上を踏まえて、当審査会は、本件表現活動1は弁士Aにより、本件表現活動2は弁士Bにより、本件表現活動3は弁士Cにより、本件表現活動4は弁士Dにより、それぞれ行われた独立の表現活動であり、また、本件表現活動5及び6は、本件街宣活動の一部を記録した動画であり、これらも独立した表現活動であるものと認め、以下、本件表現活動1ないし6のそれぞれについて、条例第5条第1項各号のいずれかに該当するものであるかどうか、また、同項各号のいずれかに該当する場合には、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当するものであるかどうかを検討していくこととした。

2 本件表現活動5及び本件表現活動6の調査審議対象について

(1) 調査審議の対象とする本件各動画等について

本件各動画等の内容は、随時、追加や削除による変更（動画については削除のみ）が可能であることから、本件各動画等の調査審議に当たっては、どの時点のものを対象とするかが問題となるが、随時変更されることがある本件各動画等の内容について、当審査会の答申時までの変更経過を逐次確認し、その変遷も含めてすべて調査審議の対象としていくことは、当審査会における調査審議を複雑・困難化させることから、申出等を受けて大阪市長の補助組織である大阪市民局（以下「市民局」という。）において確認した平成29年1月17日時点、同年2月10日時点、同年2月20日時点、同年2月21日時点における本件各動画等の内容を調査審議の対象とすることとした。

(2) 条例の適用関係について

本件各動画等は、本件各ウェブページで視聴できない状態になっていることが、令和3年6月27日の時点で市民局により確認されているが、少なくとも平成29年1月17日、同年2月10日、同年2月20日、同年2月21日の時点においては、本件各動画等が不特定多数の者により視聴できる状態に置かれていたことに鑑み、引き続き調査審議を行った。

(3) 本件コメントについて

本件ウェブページ1には、本件動画1等の他に、不特定の者から投稿された本件コメントが掲載されているが、本件コメントは、基本的には本件動画1等に付随するものとして一体となって視聴対象となっており、本件動画1等の存在を前提とし、その内容と相まって一定の意味内容を持つものであって、本件動画1等を前提としない場合にはその意味内容の受け止められ方が異なってくるものもあると考えられる。

一方、条例第11条では「この条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。」と規定されており、本件において条例第5条第1項各号該当性やヘイトスピーチ該当性を調査審議するにあたっては、本件コメントの投稿者の表現の自由を不当に侵害しないよう留意することが求められている。以上の点を考慮し、大阪市になされた申出又は情報提供の対象が本件コメントではなく本件街宣活動、本件動画1等若しくは本件動画2等とされている本件においては、本件表現活動5の条例第5条第1項各号該当性やヘイトスピーチ該当性の調査審議は、まず本件動画1等について行うこととし、その上で、本件動画1等の該当性について直ちに判断し難い場合その他特段の事情がある場合には、本件ウェブページ1では不特定の者によって本件動画1等に関するコメントを投稿することができることとなっていることを踏まえ、本件動画1等と本件コメントとの関係や本件コメントによる本件動画1等への影響について検討することとした。

3 本件表現活動に係る関係人からの意見等

(1) 申出人

本件表現活動に係る申出人（以下「申出人」という。）からは、条例第9条第3項に基づき口頭での意見陳述が行われた。

申出人の意見は、申出書及び口頭での意見陳述によると、概ね次のとおりである。

- ・弁士Bは、激高しながら大声で喚きたてており、こんなことを白昼堂々と公道で行うことが許されるのだと、相当な恐怖を感じた。
- ・街宣が行われていた場所は、人通りが多かった。
- ・大阪市内には多数の在日コリアンが暮らしており、街宣が行われた場所の前を通りかかった人の中にも在日コリアンが存在していたことを想定すべきである。
- ・偶然通りかかった在日コリアンがあのような言葉を聞いて帰宅したときに、その出来事がショックとして後々残っていくのだろうと考えざ

るを得なかった。

- ・ 条例制定前は、ヘイトスピーチが一番激しい時期だったので、条例が成立したときは、日本で初めて私たち外国人の人権を守る法律ができたことに感無量であった。その時は本当に感激し、これで安心できると思ったが、その後、本件街宣活動が行われた。白昼堂々と、公共の場で行っていても誰も止められなかった。あのときの恐怖は、今でも思い起こされる。
- ・ 差別というものがどれほどむごいものかをしっかり受け止めてほしいと思う。忘れたくても忘れられない。差別発言とか差別が当事者の心をどれぐらい傷つけるのか、その人の人生を変えてしまうということを、審査会の委員に十二分に受けとめてほしい。
- ・ 本件街宣活動においては、言葉の中に明らかに虚偽が多いという印象があった。明らかな虚偽を言ってでも目的である差別をあおることを良しとする人たちなのだと思う。
- ・ 在日コリアンについて犯罪者像のイメージを植え付けるための嘘を、新聞記事に言及するような形であたかも本当のこのように言っている主張がすごく多い。
- ・ 人種差別的動機でもって、現在の在日コリアンについて犯罪者の子孫であるといった虚偽の事実を摘示することにより、その名誉を著しく毀損する行為である。また、繰り返し日本から退去すべきであると発言しているが、これは在日コリアンが日本で平穩に暮らす権利を不当に制限しようとするものである。かかる発言を、拡声器を用いた大音量で、激昂した様子で繰り返し行うことは、現場に居合わせた在日コリアンにとって、多大な恐怖と脅威を感じる行為であったと思う。
- ・ (本件動画2の) 投稿者については分からない。
- ・ 私たちと同じ志を持ちながら差別をなくすという共通の目的を持って活動している人たちとは情報共有をしている。

(2) 本件表現活動を行ったもの

ア 弁士A

弁士Aに対する条例第9条第2項に基づく意見提出等の機会の付与について、当審査会でインターネット上の情報を調査したものの、弁士Aの所在の特定に資する情報は得られなかった。

そこで、本件街宣活動とは別の特定の街宣活動に弁士Aとともに参加している者のうち、住所又はメールアドレスが判明している者に、弁士Aの所在に関する情報提供を求めたところ、そのうちの1名から所在に関して不知との回答があり、それ以外の者からは回答がなかった。

次に、弁士Aの所在を確認するため、当審査会は、弁士Bに対し、同項に基づく意見提出等の機会において確認したところ、回答を得られなかった。

以上より、弁士Aについては、同項ただし書の「所在が判明しないとき」に該当するものとした。

イ 弁士B

弁士Bの意見は、条例第9条第2項に基づき提出された令和5年2月21日付けの意見書から、概ね次のとおりである。なお、上記意見書が提出された際、併せて口頭で意見を述べる機会の付与の申立書が提出されたが、その後、弁士Bより、令和5年3月13日付けで当該申立書を撤回する旨の文書が提出されたため、同条第3項に基づく口頭での意見陳述は行っていない。

- ・私の言動により、申出人をはじめ、多くの方々にご迷惑をお掛けしたことをお詫びさせていただく。
- ・特に在日韓国・朝鮮人の方々に対しては、当時の私がインターネットの情報を軽率に信じてしまった部分があり、在日韓国・朝鮮人の方々に対する誹謗中傷とも取られかねない言動をしてしまったことを深くお詫びさせていただく。現在の私は、在日韓国・朝鮮人の方々に対して、悪意等の気持ちを全く持っていないことを申し添える。
- ・ある人種・民族に対する殺害等に言及することや、ある人種・民族を動物の名で呼ぶことは、人間として絶対にやってはいけないことなので、何らかの規制や罰則が必要であると、私は考えている。したがって、上記のような言動を「ヘイトスピーチ」として規制することに対しては、人道上、私は基本的に賛成である。
- ・日本人から外国人への差別的言動はヘイトスピーチに該当するが、外国人から日本人への差別的言動はヘイトスピーチに該当しないという人種差別を、ヘイトスピーチ規制を大義名分にして行うことは許されない。
- ・私が条例に反対しているのは、ヘイトスピーチをしたいからとか、外国人を差別したいからとかではなく、条例における日本人の人権に対する配慮があまりにも不十分だからである。
- ・本件団体名義の銀行口座は存在していた。また、本件団体の規約は、銀行が示す規約の記載例を参考にして、代表者である私が作成した。
- ・本件団体には、代表者以外に会員であると明記された人はおらず、名簿も存在していなかったが、街宣の全てに参加している主要メンバーが2名存在しており、街宣の運営は、代表者である私及びその2名の

主要メンバーによってなされていた。

- ・本件団体は、現在は存在していない。本件団体は数年前から活動しておらず、銀行口座もすでに解約されていて、実質的にも形式的にも存在していない。
- ・本件街宣活動に参加していた人々は、代表者である私とは初対面の人々が多かったが、本件街宣活動の主体は本件団体であることを認識しており、また代表者は私であることを認識して参加していた。
- ・本件街宣活動の前に道路使用許可証に記載された許可条件を読み上げた記憶はあるが、他の参加者と各々の発言内容について打合せを行ったことはなく、参加者は各々自由に発言していた。しかし、参加者の態度や演説内容が酷い場合は、代表者である私が当該参加者に対して、街宣活動の秩序を乱すのでこれ以降参加しないでほしい旨伝えたことや、演説の文言が過激すぎるのもっと穏やかな表現にしてほしい旨伝えたことがあった。
- ・(本件動画1について) YouTubeへ動画をアップロードした人は誰か知らない。ほとんどの参加者はハンドルネームを使用して参加しており、住所や氏名は知らないし、連絡先も知らない。
- ・本件街宣活動にかかる動画は、数年前に削除されており、それ以来ずっと視聴できない状態になっている。したがって、現在においては全く社会的影響力を持っていない。また、私は、現在はデモや街宣活動などの政治活動を全く行っておらず、かつての活動で行動を共にしていた人々との関係を断ち切って、社会の一員として新たな社会生活を営んでいる。

ウ 弁士C及び弁士D

弁士C及び弁士Dに対する条例第9条第2項に基づく意見提出等の機会の付与について、当審査会でインターネット上の情報を調査したものの、弁士C及び弁士Dの所在の特定に資する情報は得られなかった。

次に、弁士C及び弁士Dの所在を確認するため、当審査会は、弁士Bに対し、同項に基づく意見提出等の機会において確認したところ、回答を得られなかった。

以上より、弁士C及び弁士Dについては、同項ただし書の「所在が判明しないとき」に該当するものとした。

エ 本件表現活動5を行ったもの

本件表現活動5を行ったものについては、本件動画サイトに本件動画1を投稿したチャンネル名以外の情報が不明であった。

そこで、本件表現活動5を行ったものに対する条例第9条第2項に基

づく意見提出等の機会を付与するために、当審査会でインターネット上の情報を調査したものの、本件表現活動5を行ったものの所在の特定に資する情報は得られなかった。

次に、本件表現活動5を行ったものの所在を確認するため、当審査会は、弁士Bに対し、同項に基づく意見提出等の機会において確認したところ、本件表現活動5を行ったものに関して不知との回答があった。

以上より、本件表現活動5を行ったものについては、同項ただし書の「所在が判明しないとき」に該当するものとした。

オ 本件表現活動6を行ったもの

本件表現活動6を行ったものについては、本件動画サイトに本件動画2を投稿したチャンネル名以外の情報が不明であった。

そこで、本件表現活動6を行ったものに対する条例第9条第2項に基づく意見提出等の機会を付与するために、当審査会でインターネット上の情報を調査したものの、本件表現活動6を行ったものの所在の特定に資する情報は得られなかった。

次に、本件表現活動6を行ったものの所在を確認するため、当審査会は、申出人に対し、同条第3項に基づく口頭での意見陳述において確認したところ、本件表現活動6を行ったものに関して不知との回答があった。

さらに、同条第1項に基づく調査として、本件動画サイトの運営者に対し、上記チャンネル名の管理者に当審査会の意向及び連絡先を伝達するよう求めたところ、本件動画サイトの運営者からの協力は得られなかった。

以上より、本件表現活動6を行ったものについては、同条第2項ただし書の「所在が判明しないとき」に該当するものとした。

4 本件表現活動の条例第5条第1項各号該当性について

(1) 本件表現活動1ないし4について

本件表現活動1ないし4が、大阪市内で行われたことは本件動画1から明らかなので、条例第5条第1項第1号に該当する。

(2) 本件表現活動5について

条例第5条第1項第2号イは「本市の区域内で行われたヘイトスピーチの内容を本市の区域内に拡散するもの」と規定しているところ、本件表現活動5は、大阪市内で行われた本件表現活動1ないし4を含む本件街宣活動の内容を投稿・掲載し、拡散するものであり、下記5ないし8に記載のとおり、本件表現活動1ないし4はヘイトスピーチに該当すると認められ

ることから、本件表現活動5は、条例第5条第1項第2号イに該当する。

(3) 本件表現活動6について

条例第5条第1項第2号イは「本市の区域内で行われたヘイトスピーチの内容を本市の区域内に拡散するもの」と規定しているところ、本件表現活動6は、大阪市内で行われた本件表現活動2の内容の一部を投稿・掲載し、拡散するものであり、下記6に記載のとおり、本件表現活動2はヘイトスピーチに該当すると認められることから、本件表現活動6は、条例第5条第1項第2号イに該当する。

5 本件表現活動1のヘイトスピーチ該当性について

(1) 本件表現活動1の条例第2条第1項第1号該当性について

本件表現活動1では、次のような表現が認められる。

- ・「在日朝鮮人」が、在日韓国・朝鮮人に対する蔑称として用いられているものであると一般的に言える表現で、「本国」において「人間扱いされず」、また、「蔑まれている」と繰り返し述べるとともに、日本人でもなければ、「朝鮮人」でもないという旨の侮蔑を行うなど、様々な表現で中傷を繰り返している。
- ・過去のアメリカ大統領の言説と称し、「100年前の朝鮮」について、自立する能力がない国であった旨を繰り返し述べている。
- ・「朝鮮民族」は、「レイプ被害」をねつ造している民族であるとして、被害を宣伝する民族心理は、自立する能力が欠如していると自己宣伝するのに等しいと述べるとともに、「韓国・朝鮮人」は、国全体や民族の総体として、日本への侮辱のみならず、日本に対して不当に金銭の支払いを強要するといった「恐喝外交」を繰り返しているなどと述べている。

このように、本件表現活動1では、半分日本人という意味を持ち、在日韓国・朝鮮人のアイデンティティを貶める意味を持つとされる表現等を用いて、在日韓国・朝鮮人が「本国」において「人間扱いされず」、「蔑まれている」と揶揄しており、在日韓国・朝鮮人の帰属する社会はいずれでもないと否定することで、どちらの社会からも拒絶されていると貶め、在日韓国・朝鮮人の存在を否定し、社会から排斥しようという意図を持って発言していることが認められ、さらに、否定的な表現を並べ立て、在日韓国・朝鮮人に関して、日本はもとよりすべての社会から排除されるべき存在であるなどと差別的な表現で中傷している。

また、「朝鮮」が自立する能力がない国であった旨、「朝鮮民族」を「レイプ被害」をねつ造して自己宣伝する民族である旨、「韓国・朝鮮人」は日本への侮辱のみならず、日本に対して不当に金銭の支払いを強要するといっ

た「恐喝外交」を繰り返しているなどと、「朝鮮」という国家及び「朝鮮民族」に関し繰り返し侮蔑的な表現を用いて批判しており、在日韓国・朝鮮人に対する様々な侮蔑的表現に続けてなされた発言であること、国家をあげつらうという一連の批判が最終的に民族批判に収斂されていることが認められる。

いずれの表現もマイクを通じて拡声されており、その多くが、不特定多数の者に対して訴えかけるような口調で行われている。

こうした表現の内容及び態様から、当該訴えの内容を視聴した者が、同内容に同意し、同内容を踏まえた、在日韓国・朝鮮人一般に対する憎悪や差別の意識を持つことを企図していると認められる。

以上を勘案すると、本件表現活動1は、在日韓国・朝鮮人一般を日本社会から排除し、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪又は差別の意識をあおることを目的とするものであることが明らかに認められる。

したがって、本件表現活動1は、条例第2条第1項第1号ア及びウのいずれにも該当する。

(2) 本件表現活動1の条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件街宣活動は主に条例に反対する目的で実施されたとのことであるが、本件表現活動1では、上記(1)で述べたように、在日韓国・朝鮮人に対する蔑称として用いられているものであると一般的に言える表現などを用いている。

また、当該表現が不特定の者が視聴できる環境下で、マイクを通じて拡声する方法でなされており、周辺にいた人々、あるいは通りかかった人々が上記(1)で述べた文言を聞き取ることができるような音量であったことから、在日韓国・朝鮮人一般の社会的評価を貶めているといえることができる。

以上から、本件表現活動1は、在日韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑し、又は誹謗中傷するものであると認められる。

したがって、本件表現活動1は、条例第2条第1項第2号アに該当する。

(3) 本件表現活動1の条例第2条第1項第3号該当性について

本件表現活動1は、大阪市内の不特定多数の者が往来する公道で、拡声器を用いて行われたものであり、不特定多数の者が本件表現活動1を知り得る場所及び方法で行われたと認められる。

よって、本件表現活動1は条例第2条第1項第3号に該当する。

(4) 小括

以上より、本件表現活動1はヘイトスピーチに該当する。

6 本件表現活動2のヘイトスピーチ該当性について

(1) 本件表現活動2の条例第2条第1項第1号該当性について

本件表現活動2では、次のような表現が認められる。

- ・本件街宣活動に反対する面前の者（以下「本件反対者」という。）に対し、強い表現で静止を求める発言を繰り返すとともに、日本から退去すべきである旨を述べている。
- ・本件反対者に対し、一時滞在者である旨の表現をしたうえで、日本から退去すべきである旨を述べている。
- ・本件反対者に対し、戦後の日本各地において犯罪を行った者達の子孫であるとしたうえで、犯罪者の「朝鮮人」は日本から退去すべきである旨、また、「朝鮮人」に対して強い表現で静止を求める旨の発言などを繰り返している。
- ・「朝鮮人」によって数千、数万人規模の日本人が殺されていると述べたうえで、「朝鮮人」は日本から退去すべきであるなどと繰り返し述べている。

このように、本件表現活動2では、本件反対者に対し、当該個人らに関して日本国外に退去させられるべき事由があるか等も不明なままであるにもかかわらず、日本から退去すべきであるなどと述べている。

また、本件反対者について、戦後の日本各地において犯罪を行った者達の子孫であると特に根拠も示さずに決めつけ、「朝鮮人」に対して様々な差別的表現を用いて揶揄したうえで、日本から退去すべきであるなどと繰り返し述べたことは、結局、面前にいた当該個人の個別の事情に着目したのではなく、一般的に、在日韓国・朝鮮人とみるや、それが誰であれ、犯罪者などと様々な表現で攻撃し、日本から退去すべきであると述べていることと何ら変わるところはない。

さらに、これらの表現は、マイクを通じて拡声されており、その多くが、不特定多数の者に訴えかけるような口調で行われている。

こうした表現の内容及び態様から、当該訴えの内容を視聴した者が、同内容に同意し、同内容を踏まえた、在日韓国・朝鮮人一般に対する憎悪や差別の意識を持つことを企図していると認められる。

以上を勘案すると、本件表現活動2は、在日韓国・朝鮮人一般を日本社会から排除し、権利や自由を制限することを目的としていることが認めら

れ、また、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪又は差別の意識をあおることを目的とするものであることが明らかに認められる。

したがって、本件表現活動2は、条例第2条第1項第1号ア、イ及びウのいずれにも該当する。

(2) 本件表現活動2の条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件街宣活動は主に条例に反対する目的で実施されたとのことであるが、本件表現活動2では、上記(1)で述べたように、本件反対者について、当該個人らの個別の事情に着目したのではなく、一般的に、在日韓国・朝鮮人とみるや、戦後の日本各地において犯罪を行った者達の子孫であるとしたうえで、犯罪者などと様々な表現で攻撃し、日本から退去すべきであるなどと述べている。

また、当該表現が不特定の者が視聴できる環境下で、マイクを通じて拡声する方法でなされており、周辺にいた人々、あるいは通りかかった人々が上記(1)で述べた文言を聞き取ることができるような音量であったことから、在日韓国・朝鮮人一般の社会的評価を貶めているといえることができる。

以上から、本件表現活動2は、当該個人らに限らず、在日韓国・朝鮮人一般を相当程度侮蔑し、又は誹謗中傷するものであると認められる。

したがって、本件表現活動2は、条例第2条第1項第2号アに該当する。

(3) 本件表現活動2の条例第2条第1項第3号該当性について

本件表現活動2は、大阪市内の不特定多数の者が往来する公道で、拡声器を用いて行われたものであり、不特定多数の者が本件表現活動2を知り得る場所及び方法で行われたと認められる。

よって、本件表現活動2は条例第2条第1項第3号に該当する。

(4) 小括

以上より、本件表現活動2はヘイトスピーチに該当する。

7 本件表現活動3のヘイトスピーチ該当性について

(1) 本件表現活動3の条例第2条第1項第1号該当性について

本件表現活動3では、次のような表現が認められる。

- ・本件反対者をさして、差別的な表現を繰り返して用いたうえで、自分に都合の悪いことなどを言われるとすぐ騒ぎ出すのが「朝鮮人」とい

う典型的な見本である旨を述べている。

このように、本件表現活動3では、本件反対者をさして、自身に対する非難等に対して反論等を行うことは、正常なことであるにもかかわらず、特に根拠を示すこともなく在日韓国・朝鮮人について差別的な表現を繰り返し用いて、在日韓国・朝鮮人一般を侮蔑している。

当該表現はマイクを通じて拡声されており、不特定多数の者に対して訴えかけるような口調で行われている。

こうした表現の内容及び態様から、当該訴えの内容を視聴した者が、同内容に同意し、同内容を踏まえた、在日韓国・朝鮮人一般に対する憎悪や差別の意識を持つことを企図していると認められる。

以上を勘案すると、本件表現活動3は、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪又は差別の意識をあおることを目的とするものであることが明らかに認められる。

したがって、本件表現活動3は、条例第2条第1項第1号ウに該当する。

(2) 本件表現活動3の条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件街宣活動は主に条例に反対する目的で実施されたとのことであるが、本件表現活動3では、上記(1)で述べたように、在日韓国・朝鮮人について、差別的な表現を繰り返し用いている。

併せて、当該表現が不特定の者が視聴できる環境下で、マイクを通じて拡声する方法でなされており、周辺にいた人々、あるいは通りかかった人々が上記(1)で述べた文言を聞き取ることができるような音量であったことから、在日韓国・朝鮮人一般の社会的評価を貶めているといえることができる。

以上から、本件表現活動3は、在日韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑し、又は誹謗中傷するものであると認められる。

したがって、本件表現活動3は、条例第2条第1項第2号アに該当する。

(3) 本件表現活動3の条例第2条第1項第3号該当性について

本件表現活動3は、大阪市内の不特定多数の者が往来する公道で、拡声器を用いて行われたものであり、不特定多数の者が本件表現活動3を知り得る場所及び方法で行われたと認められる。

よって、本件表現活動3は条例第2条第1項第3号に該当する。

(4) 小括

以上より、本件表現活動3はヘイトスピーチに該当する。

8 本件表現活動4のヘイトスピーチ該当性について

(1) 本件表現活動4の条例第2条第1項第1号該当性について

本件表現活動4では、次のような表現が認められる。

- ・ 犯罪を犯した「朝鮮人」について、一般的に在日韓国・朝鮮人に対して差別的な意味で用いられる文言（以下「本件蔑称」という。）を用いて表現したうえで、これはヘイトスピーチであるかという旨を述べている。
- ・ 本件蔑称を用いたうえで、在日韓国・朝鮮人に対して退去すべきであると言うことの何がヘイトスピーチなのかという旨を述べた上で、本件反対者に対して悪人であると表現し、日本から退去すべきであると述べている。

このように、本件表現活動4では、犯罪を犯した「朝鮮人」をさす表現として本件蔑称を使用していることが認められる。当該表現については、当初、重大な犯罪を犯した「朝鮮人」に限定した発言の体裁をとっているものの、その後に、本件蔑称を用いて在日韓国・朝鮮人に対し、退去すべきであると言うことの何がヘイトスピーチなのかという旨を述べたうえで、本件反対者に対して悪人と表現し、すぐに日本から退去すべきである旨を述べている。このことは、結局、特に根拠を示すこともなく、本件街宣活動に反対していることのみをもって当該個人らを悪人と決めつけ、一般的に、在日韓国・朝鮮人とみるや、それが誰であれ、本件蔑称を用いて攻撃し、日本から退去すべきであると述べることと何ら変わるところはない。

以上から、本件表現活動4は、本件反対者に対してはもちろんのこと、当該個人らに限らず、在日韓国・朝鮮人一般を社会から排除すること、また、日本国内において居住することを認められた在日韓国・朝鮮人一般が享受する基本的人権である、居住移転の自由を制限することが目的であると認められる。

また、これらの表現は、マイクを通じて拡声されており、その多くが、不特定多数の者に訴えかけるような口調で行われている。

こうした表現の内容及び態様から、当該訴えの内容を視聴した者が、同内容に同意し、同内容を踏まえた、在日韓国・朝鮮人一般に対する憎悪や差別の意識を持つことを企図していると認められる。

以上を勘案すると、本件表現活動4は、在日韓国・朝鮮人一般を日本社会から排除し、権利や自由を制限することを目的としていることが認めら

れ、また、在日韓国・朝鮮人一般に対する憎悪又は差別の意識をあおることを目的とするものであることが明らかに認められる。

したがって、本件表現活動4は、条例第2条第1項第1号ア、イ及びウに該当する。

(2) 本件表現活動4の条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件街宣活動は主に条例に反対する目的で実施されたとのことであるが、本件表現活動4では、上記(1)で述べたように、在日韓国・朝鮮人について、本件蔑称などを用いて侮蔑している。

また、当該表現が不特定の者が視聴できる環境下で、マイクを通じて拡声する方法でなされており、周辺にいた人々、あるいは通りかかった人々が上記(1)で述べた文言を聞き取ることができるような音量であったことから、在日韓国・朝鮮人一般の社会的評価を貶めているといえることができる。

以上から、本件表現活動4は、在日韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑し、又は誹謗中傷するものであると認められる。

したがって、本件表現活動4は、条例第2条第1項第2号アに該当する。

(3) 本件表現活動4の条例第2条第1項第3号該当性について

本件表現活動4は、大阪市内の不特定多数の者が往来する公道で、拡声器を用いて行われたものであり、不特定多数の者が本件表現活動4を知り得る場所及び方法で行われたと認められる。

よって、本件表現活動4は条例第2条第1項第3号に該当する。

(4) 小括

以上より、本件表現活動4はヘイトスピーチに該当する。

9 本件表現活動5のヘイトスピーチ該当性について

本件表現活動5は、本件表現活動1ないし4の内容を含む本件街宣活動の一部を大阪市内に拡散する行為である。

本件表現活動5は、本件表現活動1ないし4と、その目的及び表現の内容の意味するところについて、それぞれ同様であると認められ、かつ、いずれもインターネット上のウェブページにおいて、不特定多数の者がその内容を知り得る状態に置かれていたと認められることから、本件表現活動5は、条例第2条第1項各号に該当する。

したがって、本件表現活動5は、ヘイトスピーチに該当する。

10 本件表現活動6のヘイトスピーチ該当性について

(1) 本件表現活動6の条例第2条第1項第1号該当性について

本件表現活動6は、本件動画2の内容から本件表現活動2の内容の一部を大阪市内に拡散する行為であることが確認できる一方で、本件動画2等において、大阪市内の公共の場で行われた街宣活動のうち、あまりに酷いヘイトスピーチについて取り上げた旨の説明文が掲載されている。

また、本件動画2が撮影された画角や収録時間など、当審査会が知り得た事情を総合的に考慮すると、表現活動を行ったものの所在等は判明していないことから、本件表現活動6を行った目的は明らかではないものの、本件動画2を本件動画サイトに投稿した行為は、「差別をなくす」という意図により行われた蓋然性が高いと考えられる。

上記の内容を総合的に勘案すると、本件表現活動6は、在日韓国・朝鮮人を社会から排除すること、在日韓国・朝鮮人の権利又は自由を制限すること、又は憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおることの目的が、いずれも明らかに認められるとまでは言えない。

したがって、本件表現活動6は、条例第2条第1項第1号に該当するとは認められない。

(2) 小括

以上から、本件表現活動6は、条例第2条第1項第1号に該当するとは認められないことから、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチに該当しない。

11 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

平成 28 年度 平 28-20・平 29-職 2・平 29-職 3

年 月 日	経 過
平成 28 年 12 月 15 日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔平 28-20〕
平成 28 年 12 月 19 日	調査審議（論点整理）〔平 28-20〕
平成 29 年 7 月 26 日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔平 29-職 2・平 29-職 3〕
平成 29 年 7 月 27 日	調査審議（論点整理）〔平 29-職 2、平 29-職 3〕
令和 2 年 12 月 2 日	調査審議（論点整理）
令和 3 年 1 月 25 日	調査審議（論点整理）
令和 3 年 3 月 31 日	調査審議（論点整理）
令和 3 年 5 月 12 日	申出人口頭意見陳述
令和 3 年 7 月 19 日	調査審議（論点整理）
令和 3 年 10 月 13 日	調査審議（論点整理）
令和 3 年 12 月 24 日	調査審議（論点整理）
令和 4 年 2 月 9 日	調査審議（論点整理）
令和 4 年 6 月 6 日	調査審議（論点整理）
令和 4 年 7 月 12 日	調査審議（論点整理）
令和 5 年 1 月 25 日	調査審議（論点整理）
令和 5 年 2 月 21 日	弁士 B から意見書及び証拠の提出
令和 5 年 4 月 21 日	調査審議（論点整理）
令和 5 年 5 月 26 日	調査審議（答申案）
令和 5 年 6 月 2 日	調査審議（答申案）
令和 5 年 7 月 7 日	調査審議（答申案）
令和 5 年 7 月 13 日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）